

専門実践教育訓練給付金

本校は、厚生労働大臣より「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練教育訓練）」の対象講座として指定を受けています。（2025 年 4 月 1 日付）

◆明示書

◆別紙（カリキュラム）

キャリアアップ・キャリアチェンジを目指す労働者の皆さまへ 教育訓練給付金のご案内

教育訓練給付金とは？
労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。
対象となる教育訓練は、そのレベルに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座
対象の教育訓練は、**約17,000講座**で検索できます。
具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。
オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。

教育訓練の種類と給付率

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の80% 【年間上限64万円】 を受講者に支給 ※2024年9月までに受講開始した講座 最大で受講費用の90% 【年間上限64万円】を受講者に支給	産業独占資格などの取得を目指す講座 ・介護福祉士、看護師、准看護師、美容師、社会福祉士、 歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など デジタル関係の講座 ・第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） ・ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目指す講座 大学校、大学・短大・高等専門学校等の課程 ・専門職大学院課程及び外国語大学等に相当する学位課程 （法科大学院、獣医学大学院、MBA など） ・職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など
特定一般教育訓練 最大で受講費用の50% 【上限25万円】 を受講者に支給 ※2024年9月までに受講開始した講座 受講費用の40% 【上限20万円】を受講者に支給	産業独占資格などの取得を目指す講座 ・介護支援専門員研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、 大型自動車第一種・第二種免許 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目指す講座 大学校、専門学校等の課程 ・短期間の職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） ・短時間のキャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
一般教育訓練 受講費用の20% 【上限10万円】 を受講者に支給	資格の取得を目指す講座 ・製造・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等） ・介護福祉士実務者研修等、介護職員初任者研修、税理士、 社会保険労務士、Webクリエイター、CAD利用技術者試験、 TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など 大学などの課程 ・修士・博士の学位などの取得を目指す講座

給付条件
教育訓練給付金を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。
パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。

受講開始時点で、在職中で雇用保険に加入している

雇用してから1年以内である
（パート・アルバイトや派遣労働者の場合は、雇用保険の加入期間が1年以上経過している場合でも対象となります）

今までに教育訓練給付金を受けたことがない

雇用保険の加入期間が1年以上ある
（パート・アルバイトや派遣労働者の場合は、雇用保険の加入期間が1年以上経過している場合でも対象となります）

次のいずれにも該当すること
・前回の受講開始日から、雇用保険の加入期間が3年以上経過している
・前回の受講開始日から前回の受講開始日まで1年以上経過している

必要は雇用保険の加入期間を満たすと
教育訓練給付金を受けられます

ハローワークで支給要件確認の手続きを完了し、給付を受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き

専門実践教育訓練 特定一般教育訓練 一般教育訓練

訓練修了後、ハローワークで申請
ハローワークで申請
ハローワークで申請

受講開始日の2週間前までに、お住まいの管轄するハローワークまでお越しください。

講座の受講・修了

支給申請
次のいずれかの日の翌日から1か月以内に、お住まいの管轄するハローワークで行います。
・「特定一般教育訓練」・・・受講開始日から6か月以内の期間の末日又は修了日
・「一般教育訓練」・・・修了日

※「e-Gov」で申請（<https://e-gov.go.jp/>）からの電子申請も可能です。

お問い合わせ
給付条件や手続きの詳しい内容は、お住まいの管轄するハローワークにお問い合わせください。
厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuyo/syokuryo/kyouiku_moudou/jinzakuhatsu/kyouiku.html

専門実践教育訓練給付金の概要

「専門実践教育訓練給付金」とは、働く人の主体的なスキルアップを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図る雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす方が厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合、その受講費用の50%（年間上限40万円）がハローワークから支給されます。また、訓練修了後に資格等を取得し、修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、受講費用の20%（年間上限16万円）が追加支給されます。

※給付を受けるためには、事前に居住地を管轄するハローワークで手続きを完了することが必要です。期日や手続き方法については、ハローワークおよび厚生労働省のホームページでご確認ください。

◆教育訓練給付金制度のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/001155029.pdf>

◆専門実践教育訓練給付金

<https://www.mhlw.go.jp/content/001310413.pdf>

◆ハローワークの所在地

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/anatano_tiikino_hw.html